

## 普通預金（教育資金一括贈与専用口座）『まごころ』

2023年4月1日現在

1. 商 品 名	普通預金（教育資金一括贈与専用口座）『まごころ』 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。 ※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
2. 取 扱 期 間	(1) 預け入れ期間（※新規口座開設は2023年3月31日をもって停止） 2013年8月5日（月）～2026年3月31日（火） (2) 払い戻し期間 口座名義人が30歳に達する日の前日まで (在学中の場合は、在学期間終了時または40歳到達時のいずれか早い日まで)
3. 対 象 者	直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を贈与される30歳未満の個人の方（贈与時の前年合計所得金額が1,000万円以下）
4. 預 入	(1) 預入方法 本口座開設店の窓口で随時預け入れいただけます。 (2) 預入金額 1円以上 (3) 預入単位 1円単位 (4) 預入上限 1,500万円
5. 払 戻 方 法	原則として、本口座開設店の窓口で、口座名義人の教育資金の支払いにあてる場合に限り、払い戻しいただけます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。
6. 領 収 書 等 の 提 出 方 法	非課税措置の適用を受けるためには、教育資金にかかる領収書等の提出が必要となります。提出方法には、以下の①または②の方法があります。 ①教育資金等の支払い後に、領収書等を本口座開設店に提出いただく方法 ②本口座から払い戻し後に、領収書等を本口座開設店に提出いただく方法 ※①および②のいずれの場合も、領収書等の提出期限は、領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年3月15日です。なお、口座名義人が30歳に達したことなどにより本契約が終了した日において、未提出の領収書等がある場合、当該領収書等の提出期限は、契約が終了する日の属する月の翌月末日までとなります。 ※領収書等に記載の支払年月日は、本口座からの払戻日と同じ年に属することが必要です。同じ年に属していない場合、払戻金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますので、ご注意ください。
7. 利 息	(1) 適用金利 当金庫所定の普通預金と同金利（変動金利）となります。 毎日の店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払日 年2回、3月・9月の当金庫所定の日 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
8. 税 金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優をご利用の場合は除きます）。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
9. 手 数 料	—
10. 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。

1 1. 解 約 方 法	<p>下記のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちに解約いただきます(通常の預金口座として引き続き利用することはできません)。</p> <p>①口座名義人が30歳に到達した日(在学中は除く)</p> <p>②口座名義人が死亡した日</p> <p>③残高が0円となり、口座名義人と当金庫との間で契約終了の合意があった日</p>
1 2. 中途解約の取扱い	原則として、中途解約はできません。
1 3. 金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
1 4. 開設に必要なもの	<p>口座の開設にあたっては、以下の書類等が必要となります。</p> <p>①口座名義人(受贈者)の本人確認資料(保険証、運転免許証等) ※原本が必要となります。 ※口座名義人(受贈者)が未成年の場合は、口座名義人(受贈者)との関係が確認できる親権者の本人確認資料も必要となります。</p> <p>②口座名義人(受贈者)の印鑑</p> <p>③戸籍謄本(または抄本)または住民票 ※贈与者と口座名義人(受贈者)の関係を確認するため、それぞれの名前が記載されている戸籍謄本(または抄本)または住民票の原本が必要となります。</p> <p>④贈与契約書 ※店頭にて用紙をご用意しています。 ※本口座開設に先立ち、事前に贈与者と口座名義人(受贈者)との間で締結いただく必要があります。 ※契約書締結後(契約日より)2カ月以内に贈与資金を本口座に預け入れいただく必要があります。</p> <p>⑤教育資金非課税申告書 ※店頭にて用紙をご用意しています。 ※贈与税の非課税措置を受けるための必要書類となります。</p> <p>⑥所得証明(受贈者の年齢等により必要な場合があります)</p>
1 5. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話：0120-21-8156)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
1 6. その他参考となる事項	<p>①当金庫本支店の窓口のみでの取扱いとなります。</p> <p>②当金庫全体でお一人様につき1口座のみの開設となります。</p> <p>③当金庫で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は作成できません。</p> <p>④公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取には利用できません。</p> <p>⑤総合口座取引は利用できません。</p> <p>⑥決済用普通預金への切替はできません。</p> <p>⑦当金庫の各種ローン返済指定口座として利用できません。</p> <p>⑧本口座はキャッシュカードの発行はいたしません。</p>